

## クレジット取引における利用者のアンケート調査結果公表について

社団法人日本クレジット協会（割賦販売法に基づく認定割賦販売協会 会長：堀部政男一橋大学名誉教授）では、クレジット会社に対する支払可能見込額調査の義務付けなどを内容とする改正割賦販売法の完全施行から約1年が経過した今、クレジットカードと個別クレジットの取引状況を把握するための調査を実施しました。

その結果、①カードの利用率の高さに比べて割賦販売法の認知率は依然として低いこと、②改正法の施行による深刻な影響は見受けられなかったものの、一部において利用しづらくなった又はこれまでは利用できたものが利用できなくなったことなどが判明しました。

クレジット業界としては、本調査をふまえ、消費者の皆様に必要な広報・啓発活動を行うとともに、クレジット取引の健全な発達や業界としての自主的取組みのさらなる強化を図ります。

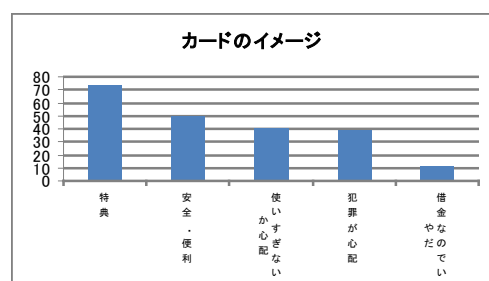
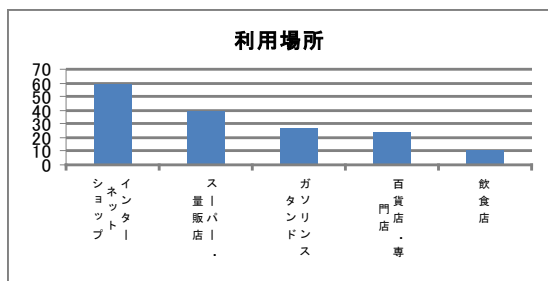
なお、調査結果の詳細については、別添資料及び当協会ホームページ（<http://www.j-credit.or.jp>）をご参照ください。

### I. クレジットカード利用者に対する調査結果

（予備調査70,000サンプルのうち、クレジットカード利用者2,300サンプルを抽出して実施）

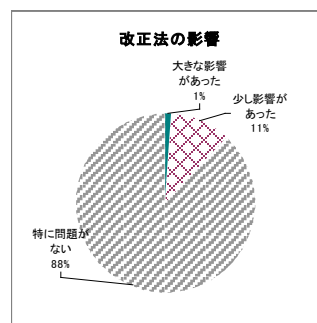
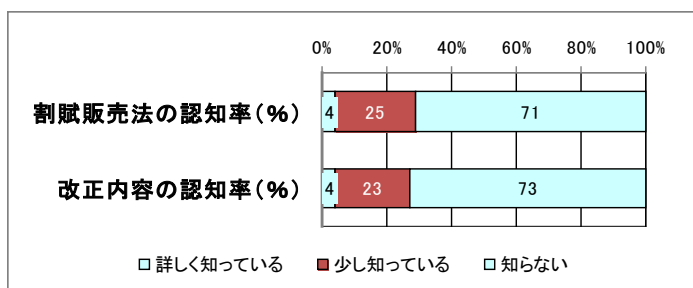
#### (1) カード取引の実態

- ①利用頻度は、「よく利用している」66%で、カード取引が着実に利用者に浸透。
- ②利用場所は、「インターネット取引」、「スーパー・量販店」が多い。カードを利用したインターネット取引の拡大がみられる。
- ③支払方法は、1回払いのみが64%で主。カードによる割賦販売法の対象取引（1回払い以外の支払方法（分割・リボ・ボーナス払い））は36%と少ない。
- ④カードのイメージは、良いイメージ（特典、安全・便利など）と、悪いイメージ（使いすぎないか心配、犯罪が心配など）があるが、総じて90%の者が良いイメージ。



#### (2) 改正割賦販売法の施行によるカード利用者への影響

- ①割賦販売法の認知率は29%。改正内容の認知率は27%。平成22年度の調査結果からほぼ横ばいであり依然として低い。
- ②改正法施行の影響は、何らかの影響があったとした者が12%。ただし、利用者の感覚的なものが含まれるため影響の度合いについて判断することは難しい。  
影響があったと回答した主な理由は、申込時に「手続きが煩雑」、「利用可能枠が少なく審査が厳しく感じた」など。なお、影響があった者の比率は、カードをあまり利用していない者の方が高い。



## II. 個別クレジット利用者に対する調査

(予備調査70,000サンプルのうち、個別クレジット利用者300サンプルを抽出して実施)

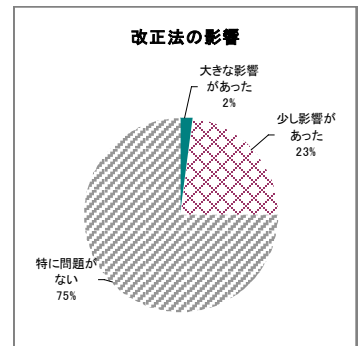
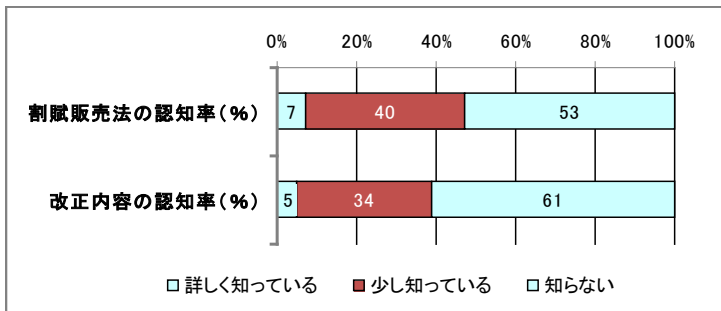
### (1) 個別クレジット取引の実態

- ①利用頻度は、「よく利用している」が25%で、カードに比べると利用されていない。
- ②購入商品は、比較的高額な商品が多く、家電・家具、衣服、食品が上位。
- ③今後も利用したい者は51%で、そのうち、91%が「継続して利用したい」と回答。

### (2) 改正法施行による個別クレジット利用者への影響

- ①割賦販売法の認知率は47%。改正内容の認知率は39%。カード利用者に比べて認知率は高い。
- ②改正法施行の影響は、何らかの影響があった者が25%。ただし、利用者の感覚的なものが含まれるため、影響の度合いについて判断することは難しい。影響があったと回答した主な理由は、「申込手続きが煩雑に感じた」「契約ができず審査が厳しく感じた」など。申込み機会の多い者ほど契約が不成立になる確率が高かった。

※なお、改正内容には、支払可能見込額調査に関する義務のほか、カード取引には設けられていない特定契約について勧誘方法確認の義務付けがあり、その影響については、「大きな影響があった」(0%)、「少し影響があった」(35%)。主な理由は、「時間がかかり面倒」、「確認することが多くて逆に不安になった」など。



## III. 認定割賦販売協会としての広報・啓発活動

- ①日本クレジット協会（割賦販売法に基づく認定割賦販売協会）の広報活動に対して少しでも知っている者は、2割程度。個別クレジット利用者はカード利用者より認知度が高い。引き続き広報が必要。
- ②協会に広報してほしい情報は、カード利用者・個別クレジット利用者ともに「クレジットの仕組みや利用上の留意点」、「クレジットに関する最近の相談事例」が多い。

〔お問い合わせ先〕

社団法人日本クレジット協会 消費者・広報部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号  
住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011

投稿先：東商記者クラブ・日銀記者クラブ